

平成十六年政令第二百九十二号

市町村の合併の特例等に関する法律の施行  
に伴う国民健康保険の保険料の賦課に関する  
経過措置に関する政令  
内閣は、市町村の合併の特例等に関する法律  
(平成十六年法律第五十九号)附則第七条の規定  
に基づき、この政令を制定する。

平成十七年三月三十一日までに行われた市町  
村の合併に係る市町村の合併の特例等に関する  
法律附則第九条の規定による改正前の国民健康  
保険法附則第十一項の規定による不均一の保険  
料の賦課については、なお従前の例による。

附 則

この政令は、平成十七年四月一日から施行す  
る。